

令和7年3月6日
総務部職員課

江東区職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

国との均衡等を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員等を住居手当の支給対象とするため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

定年前再任用短時間勤務職員等に対し適用除外となっている手当のうちから、住居手当を削る。（第27条の7、附則第9項関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

江東区職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第27条の6 (略) (特定職員についての適用除外)</p> <p>第27条の7 (略)</p> <p>2 第11条の2から第13条まで、<u>第13条の3</u>及び第27条の5の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第27条の8・第28条 (略)</p> <p>別表第1～別表第5 (略)</p>	<p>第1条～第27条の6 (略) (特定職員についての適用除外)</p> <p>第27条の7 (略)</p> <p>2 第11条の2から第13条まで及び第27条の5の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第27条の8・第28条 (略)</p> <p>別表第1～別表第5 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>2 江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年9月江東区条例第32号)の一部を次のように改正する。 改め文省略 (別紙 新旧対照表)</p>

【附則第2項関係】江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年9月江東区条例第32号）の一部を改正する条例 新旧対照表

<p>江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年9月江東区条例第32号）</p>	<p>江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年 月江東区条例第 号）附則第2項の規定による改正案</p>
<p>本則 （略） 附 則 1～8 （略） 9 江東区職員の給与に関する条例第11条の2から第13条まで、<u>第13条の3</u>及び第27条の5の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10～13 （略）</p>	<p>本則 （略） 附 則 1～8 （略） 9 江東区職員の給与に関する条例第11条の2から第13条まで及び第27条の5の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10～13 （略）</p>